

患者さんご本人の意思決定支援に関する指針

当院では、**患者さんご本人（以下、ご本人）**が、**将来に向けて望む医療や介護の治療・ケアについて、最善の選択をして自分らしく生きることができるよう**に、**ご本人と繰り返し話し合いを行います。**

話し合いの内容は、**病気・病状の理解、治療、療養生活に関する希望、気がかり、大切にしていること**などを含みます。

ご本人が、自分自身の治療について選択するにあたり、**考え得る選択肢を分かりやすく十分な説明を行うと同時に、ご本人の意思を尊重し、最善の選択ができるようにサポート**をします。

そしてご本人が、自分自身の状態、病気や治療をどう理解されているか、療養生活についてどのような意向を持っているかについて、**当院以外で患者さんをサポートする多職種（訪問看護師、ケアマネジャー、歯科医師、薬剤師、ヘルパー、ソーシャルワーカーなど）**による、**医療・ケアのチームとも、十分に話し合い**を行います。

ご本人の気持ちはその時々で揺れ動くことを前提に、**お聞きした内容、話し合った内容は、その都度診療録に記載をし、医療・ケアのチームと情報共有**します。そして**ご本人の意思を中心に、チームで支援**をします。

特に、**人生の最終段階**においては、どのような**治療・ケア**を選択するかについて、ご本人と繰り返し話し合いを続け、**望ましい選択ができるようにサポート**をします。

話し合いを踏まえた**ご本人の意思決定を元に、医療・ケアの開始・不開始、内容の変更、中止を医療・ケアのチームにより慎重に判断**します。

もしご本人の意思が確認できない場合は、厚生労働省「**人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン**」（2018）にのっとり、**ご本人にとって最善の方法を選択**します。

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合は、その推定意志を尊重します。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合は、本人に代わる者として家族等と十分に話し合います。
- ③ 家族等がない場合や家族等が医療・ケアチームに判断を委ねる場合は、チームで十分に話し合います。

2024年4月26日 こだまクリニック 院長 児玉 充央

<参考>

※1 厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（2018）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000197721.pdf>

※2 人生の最終段階における医療・ケアに関する意識調査 報告書（2023）

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/saisyuiryo_a_r04.pdf

※3 名古屋市・名古屋市医師会「在宅医療・介護のしおり/アドバンス・ケア・プランニングをご存知ですか」（2019）

<https://zaitakukaigo.nagoya/wp/wp-content/themes/ishikai2021/img/pdf/shiori2.pdf>